

第2表（公益信託用）〔記載要領等〕

《使用区分》

公益法人等に対する寄附が公益信託の信託財産とするためのものである場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「公益信託の認可年月日」欄への記載に当たっては認可通知書を確認してください。
(注) 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する旧信託法公益信託が同項に規定する移行認可（以下「移行認可」といいます。）を受けた場合には、その移行認可を受けた年月日を記載してください。
- 2 「行政庁名及び経由機関名」欄には、所轄の行政庁を記載してください。
- 3 「公益信託に係る公益事務の内容」欄には、寄附財産を受け入れた公益信託の公益事務の内容を具体的に記載してください。
- 4 「公益信託が設置運営している施設」欄には、寄附財産を受け入れた公益信託の公益信託事務として設置運営している施設について記載してください。
- 5 「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、寄附までの経緯等について具体的に記載してください。

《添付書類》

- 1 認可通知書（移行認可を受けた場合は、移行認可通知書）の写し
- 2 公益信託の受託者の登記事項証明書等（当該受託者が法人である場合）
- 3 信託行為及び財産の寄附をした日の属する信託事務年度の事業計画書の写し
- 4 公益信託の公益信託事務として設置運営している施設の運営に関する園則、管理（運営）規程、規則等の写し
- 5 公益信託の公益信託事務として設置運営している施設の利用に関する説明書、パンフレット等^(注)
(注) 公益信託のホームページ等に掲載されている場合には、申請書の余白部分等にその旨を記載の上、書面での提出を省略しても差し支えありません。